

熊野町下水道台帳システム移行及び
維持管理情報電子化業務
実施要項

令和6年3月

熊野町

1 目的

本業務は、下水道における DX の推進により、下水道施設に関する情報等をデジタル化することで業務の効率化や蓄積データを活用した施設管理の高度化を図るなど、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。

本町の現システムは、管路改築等の維持管理情報の蓄積に対応した機能がなく、マネジメントサイクルの確立に向けて、課題を有する状況となっているため、下水道台帳システムのリプレイスを行う必要がある。

熊野町下水道台帳システムの移行及び維持管理情報の電子化を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務

(2) 業務内容

別紙「熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

(4) 提案上限額

事業費の上限価格は、25,720 千円 とする。(契約締結日から令和7年3月31日までの導入・システム使用料等を含む。消費税相当額は除く。)

※上限価格は予定価格ではありません。また、最低制限価格はありません。

3 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する企画提案書等の提出を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。ただし、優先交渉権者の合計点が審査委員会で定める最低基準点を下回る場合には、優先交渉権者を選出しない。なお、企画提案書を提出した事業者が1社であった場合は、審査委員会で定める最低基準点を上回った場合に優先交渉権者とする。

審査結果は、提案者全員に対し書面で通知するとともに、本町ホームページに掲載し公表するものとする。

(1) 一次審査

参加表明書及び添付書類により選定委員会において別紙基準表に基づいて評価し、多数の場合は、3事業者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 二次審査

一次審査を通過した事業者に対し、選定委員会において、企画提案内容についての評価、プレゼンテーション及びデモンストレーションを実施し、別紙基準表に基づいて評価し、最も適した1事業

者を選定する。

ア 日時・場所

令和6年5月31日（金）

実施方法及び日時・場所については一次審査通知時に、一次審査通過者へ通達する。

イ 実施時間

準備（5分）、提案内容のプレゼンテーション及びデモンストレーション（40分）、質疑応答（10分）、片付け（5分）

ウ 必要機材

実施に必要な機材は必要に応じて提案者が用意すること。（電源、プロジェクターHDMI 接続、スクリーン、マイクは本町で用意する）

エ その他

- ・プレゼンテーションの内容は非公開とする。
- ・実施時の説明員は4人以内とする。なお出席者は本業務を受注した際に携わる担当者の参加を必須とする。
- ・実施時の資料配布は一切禁止とする。
- ・プレゼンテーションは事前に提出した技術提案書又は、それを抜粋した資料で行うものとする。追記は一切禁止とする。

4 参加資格条件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者
- (2) 熊野町の令和5・6年度の測量・建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント）の「下水道」及び物品・役務業務（文具・事務用機器類）の「事務機器B」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公告の日において認定されていないものであっても、令和5・6年度の測量・建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント）及び物品・役務業務（文具・事務用機器類）の入札参加資格の追加申請を行っている場合は、提案書の提出期限までに当該入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
- (6) 自治体等において下水道台帳システム導入の受託実績があること。
- (7) JIS Q 15001に準拠した個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムに適合し、プライバシーマークを取得している事。
- (8) ISMS「JIS Q 27001（ISO/IEC27001）」、及び、ISMSクラウドセキュリティ認証 「JIP-ISMS5517-

1.0(ISO/IEC27017)」を取得している事。

5 スケジュール

	項目	日程
1	公告	令和6年4月15日
2	質問書提出締切	令和6年4月26日 午後5時まで
3	質問書に対する回答	令和6年5月2日
4	参加表明書提出締切	令和6年5月10日 午後5時まで
5	一次審査結果通知	令和6年5月17日
6	提案書提出締切	令和6年5月24日 午後5時まで
7	二次審査(プレゼンテーション)	令和6年5月31日
8	受託予定者決定・通知	令和6年6月上旬
9	契約	令和6年6月中旬
10	構築期間	契約締結の翌日～令和7年3月28日

6 実施要項等の配布

(1) 配布期間

令和6年4月15日 ～ 令和6年5月10日 午後5時

(2) 配布方法

熊野町ホームページ (<https://www.town.kumano.hiroshima.jp/>) に実施要項等を掲載

(3) 配布する資料

ア 熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務プロポーザル実施要項

イ 熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務特記仕様書

ウ 熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務評価基準

エ 各種様式

(ア) 参加表明書 (様式1)

(イ) 参加資格に関する申立書 (様式2)

(ウ) 業務実績調書 (様式3-1～3-4)

(エ) 会社概要書 (様式4)

(オ) 配置予定技術者経歴及び実績 (様式5～6)

(カ) システム機能調査票 (様式7)

(キ) 技術提案書 (様式8)

(ク) 提案価格 (様式9)

(ケ) 参加辞退届 (様式10)

(コ) 質問書 (様式11)

7 参加表明書等提出

(1) 提出場所

熊野町 建設農林部 下水道課

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出とする。

(3) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1） 15部
- イ 参加資格に関する申立書（様式2） 1部
- ウ 業務実績調書（様式3-1～3-4） 15部
- エ 会社概要書（様式4） 15部
- オ 配置予定技術者経歴及び実績（様式5～6） 15部
- カ システム機能調査票（様式7） 15部
- キ 返信用封筒（長3号封筒、宛先記載、84円切手貼付） 1通

(4) 参加の辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに熊野町建設農林部下水道課へ電話連絡のうえ、「参加辞退届（様式10）」を持参又は郵送で提出すること。

8 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式11）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法

熊野町建設農林部下水道課へメールで送信すること。

（受信を確認すること。※土曜日・日曜日・祝日を除く。）

(2) 質問書に対する回答

公平性を考慮し、熊野町ホームページ上で質問内容と共に公開する。なお、審査基準の配点などの審査に関する事項や他の提案者に関する情報、その他委託業務の実施に必要なと判断される質問は受け付けない。

9 提案書の提出

(1) 提出場所

熊野町 建設農林部 下水道課

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）による提出とする。

(3) 提出書類

- ア 技術提案書（様式8） 15部・電子データ
 - イ 提案価格（様式9） 15部
- 別封筒に封印し提出すること。

※決済代行会社との契約により発生する費用については記載しないこと。

ウ 年間保守業務参考見積書（様式自由） 15部・電子データ

エ 年間更新業務参考見積書（様式自由） 15部・電子データ

(4) 提出書類の留意事項

ア 参加表明書（様式1）

提案者の必要事項を記載し、押印すること。

イ 参加資格に関する申立書（様式2）

提案者の必要事項を記載し、押印すること。

ウ 業務実績調書（様式3-1～3-4）

(ア) 実績は、様式下部の注意点に従って記載すること。

(イ) 記載した実績について、実績証明書等（契約書の写し可）を提出すること。また業務実績が財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TWCRIIS）」に登録されたことを証するもの（写し可）を提出すること。

エ 会社概要書（様式4）

(ア) 会社名、所在地、許認可資格等取得状況、従業員数、技術者数等を記載すること。

(イ) 業務登録及び資格証の写しを提出すること。

(ウ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレットを提出すること。

オ 配置予定技術者経歴及び実績（様式5～6）

(ア) 配置予定の管理技術者及び照査技術者について「氏名」「所属及び所在地」「保有資格（最大5件）」を記載すること。また、配置予定技術者等が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）を添付すること。

(イ) 記載した業務実績について、実績証明書等（契約書の写し可）を提出すること。また、配置予定技術者等毎にその業務に係る契約書及び配置予定技術者等が従事したことが確認できる資料、若しくは業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されたことを証するもの（写し可）の提出のこと。

カ システム機能調査票（様式7）

導入する予定の下水台帳システムについて、既存システムのシステム機能調査票にて機能充足状況（標準で装備A、カスタマイズ若しくは代替機能で用意B、用意できない、装備無C）を記載すること。

キ 技術提案書（様式8）

(ア) A4版縦サイズ片面20ページ以内（表紙、目次は除く）とし表紙を除きページ番号をつけること。また、文字サイズは10ポイント以上で作成するものとする。ただし、図表等についてはA3版を使用できるものとし、その場合は、A4版に折り込んで綴じること。用紙の向きは問わない。

(イ) 専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡素で平易な表現を心がけること。

(ウ) 内容は以下について記載すること。

- a 業務実績方針
- b 業務体制
- c 業務工程、業務フロー
- d 業務内容（システム移行、維持管理情報電子化）
- e 下水道台帳システム構築支援
- f セキュリティについて
- g ランニングコストの縮減について（保守・システム更新等）
- h 災害発生時に対する共有化について
- i 独自提案

ク 提案価格（様式9）

(ア) システム開発、移行、維持管理情報電子化、職員の研修などシステムを導入するため必要な費用。

(イ) 提案価格は事業費の上限額を超えないこと。

(ウ) 各項目については費用経費を含んだ金額とし、消費税を抜いた金額とする。

ケ 年間保守業務参考見積書（様式自由）

令和7年度以降に本システムに係る運用保守の経費を記載すること。保守作業全般は、当該委託契約の範囲外である。なお、保守契約締結の際には、本町と受託者の協議のうえ、内容を変更することができる。

コ 年間更新業務参考見積書（様式自由）

令和7年度以降に本システムに係る更新業務の経費を記載すること。更新業務全般は、当該委託契約の範囲外である。なお、経費については下記の表の令和5年度更新概要を参考とする。

項目	数量	単位
本管管路延長	0.7	km
マンホール個所数	30	箇所
公共樹個所数	84	箇所
取付管延長	0.3	km

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は次のとおり取扱うこととする。

- ・ 返却しない。
- ・ 審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ・ 原則として第三者へ公開しないものとするが、熊野町情報公開条例の対象行政文書となるため本業務の審査終了以後に情報公開請求や情報公開請求訴訟によって、公開される可能性がある。
- ・ 記載内容の追加及び変更は、認めない。

1 0 費用負担

提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

1 1 契約

本町と選定された受託候補者は、契約条件等を協議し合意できた場合、随意契約により契約を行う。ただし、万が一、協議が整わない場合は、次点者と協議するものとする。

1 2 提案者の失格

提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・期限までに所定の手続きをしなかった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・見積書に記載された金額が委託料の上限を超える場合
- ・「4 参加資格条件」の要件を満たさなくなった場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・提案にあたり著しく信義に反する行為等、熊野町下水道台帳システム移行及び維持管理情報電子化業務選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1 3 書類提出先及び問合せ

熊野町 建設農林部 下水道課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL : 082-820-5609

FAX : 082-854-8009

HP : <https://www.town.kumano.hiroshima.jp/>

e-mail : gesui@town.kumano.lg.jp